

愛知県建設局契約後V E実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局が契約を締結した建設工事のうち、民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設工事のコストの縮減を図るため、契約締結後に建設業者から設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に関する設計図書の変更に関する提案（以下「V E提案」という。）を受け付ける契約方式（以下「契約後V E」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 対象となる建設工事は、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局が発注する全ての工事（契約金額が250万円未満の工事、指示票にて行う工事、主たる内容が草刈り等役務提供の工事、ガス事業法に基づくガス工事は除く）とする。但し、本庁施行工事及び本庁契約工事にあつては局長が、所長委任工事については所長（以下「発注者」という。）が、当該工事の内容により契約後V E工事として適さないと判断した場合は対象としないことができる。また、受託工事にあつては委託者の了解が得られたものに限る。

なお、対象としない工事については、「特記仕様書記載例」を参考に対象外工事であることを特記仕様書へ記載すること。

(V E提案を求める範囲)

第3条 V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容とする。ただし、以下の提案は、原則としてV Eの範囲に含めないものとする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- (2) 愛知県公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第19条に基づき条件変更が確認された後の提案。

(V E提案の提出期間等)

第4条 V E提案の提出期間は、原則として、契約の締結日から当該提案に関する部分の工事に着手する35日前までとする。なお、15日以上提案準備期間が確保されるよう、迅速な審査等について配慮するものとする。

なお、提案の回数は原則として1回とするが、工事の実状に照らし適宜対応することができるものとする。

(VE提案の協議)

第5条 VE提案については、工事打合せ簿により、第7条による審査に付すか否かを監督員と協議を行うこと。なお、監督員は協議を受理してから、課長の決裁を受けた上で、原則3日以内に回答を行うこと。

- 2 協議に当っては、工事打合せ簿に以下の事項を記載すること。
 - ア VE提案の概要
 - イ VE提案の項目内容及び概算低減額
 - ウ 簡易な説明資料(適宜必要に応じて添付)

(VE提案書)

第6条 前条第1項により第7条による審査に付すこととする回答を受理した請負者は、当該回答を受理してから5日以内にVE提案書(以下「提案書」という。)(様式1から4)を発注者に提出しなければならない。なお、提案書に記載する事項は以下のとおりとする。

- ア 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - イ VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に関する施工上の条件等を含む)
 - ウ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱に関する事項
 - カ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2 発注者は、提出された提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を請負者に求めることができる。
 - 3 提案書の作成・提出費用は、請負者の負担とする。

(VE提案の審査)

第7条 第5条による協議において審査に付すと回答した後、本庁施行工事及び本庁契約工事にあつては建設局長が、所長委任工事にあつては所長がVE提案の審査を行う。

- 2 VE提案の審査は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

(VE審査委員会)

第8条 VE提案の審査を行うために、建設局長は愛知県建設局VE審査委員会を、所長は各事務所VE審査委員会を設けるものとする。

(V E提案の採否の通知)

第9条 発注者は、V E提案の採否について、原則として提案書の受領後17日以内に書面(様式5)により請負者に通知しなければならない。ただし、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

- 2 V E提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。

(V E提案を採用した場合の設計変更等)

第10条 V E提案を採用した場合において、発注者は、約款第20条第2項及び3項の規定に基づき、設計図書及び請負代金額を変更しなければならない。

- 2 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E管理費」という。)を削減しないものとする。
- 3 V E提案が適正と認められた後、約款第19条の条件変更等が生じた場合において、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、請負者はこれに応じなければならない。
- 4 V E提案を採用した後、約款第19条の条件変更等が生じた場合の第2項のV E管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰すことができない理由(不可抗力や予測することが不可能な事由等)により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と請負者にて協議して定めるものとする。

(V E提案内容の活用と保護)

第11条 当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意しなければならない。

(責任の所在)

第12条 発注者がV E提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、請負者がV E提案を行った内容及び施工方法について、請負者の責任が否定されるものではない。

(結果の報告)

第13条 所長は、V E提案の採否を通知した場合は、別紙1により建設局長(建設企画課:土木技術G)に報告するものとする。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

特記仕様書記載例

(契約後V E)

第〇条 本工事は、標準仕様書に記載する契約後V Eの対象外工事とする。